

1. (仮) 登大路ターミナルの必要性

(1) 交通対策事業として、中心市街地交通システムの根幹を成す結節拠点整備の必要性

① 奈良公園を中心とした中心市街地の交通に関する現状と課題

■ 奈良公園では、

- ・観光交通に加え、通過交通が多いため渋滞が発生しやすい。
- ・公園内の駐車容量に比べ、駐車需要が多いため、観光交通の2割以上が公園内を迷走している。
- ・特に、観光バスが駐車場待ちのため道路で待機し、渋滞を引き起こしている。
- ・歩道がない箇所など、観光客（歩行者）にとって危険なだけでなく、公園らしい雰囲気を損ねている。

■ 中心市街地では、

- ・朝夕のピーク時間では、県庁東交差点や高天交差点周辺（東西軸）で慢性的に渋滞が発生している。
- ・特に、観光ハイシーズンの休日は、奈良公園周辺から中心市街地全域に渋滞が拡大する。
- ・南北軸の国道169・369号に関しても、京都並びに三重方面からの交通による渋滞が発生している。
- ・慢性的に渋滞が発生しているため、周辺住民にとって住みづらいまちとなっている。

・観光拠点「奈良公園」

としての魅力低下

- ・観光都市「奈良市」としてのイメージダウン
- ・周辺住民にとっても住みづらいまちに

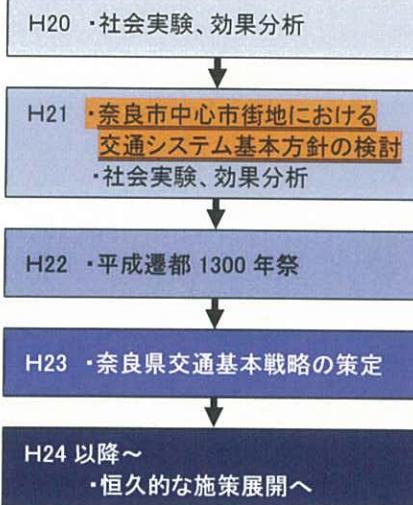


② 奈良中心市街地の交通対策事業の展開

奈良県では、平成22年に開催された平城遷都1300年祭を機に、平成20年度より交通対策事業に着手し、社会実験の実施を含め、恒久的な施策展開を行っている。

【社会実験の内容】

- ・公園内道路の一方通行
- ・公園内道路に歩道を設置
- ・公園内で周遊バスを運行
- ・国道24号他にP&R駐車場の開設、シャトルバスの運行
- ・駐車場案内システムの改良等



③ 中心市街地交通システムの基本方針（平成21年度）

■ 観光地としての魅力向上に資する交通対策

- 中心市街地内における回遊性の向上
- 公園内における回遊性の向上 → 来訪交通と周遊交通をつなぐ交通拠点として、公共交通促進施策の根幹を形成
(結節点としての(仮)登大路ターミナルの必要性)
- 歩行者を中心とした空間の形成

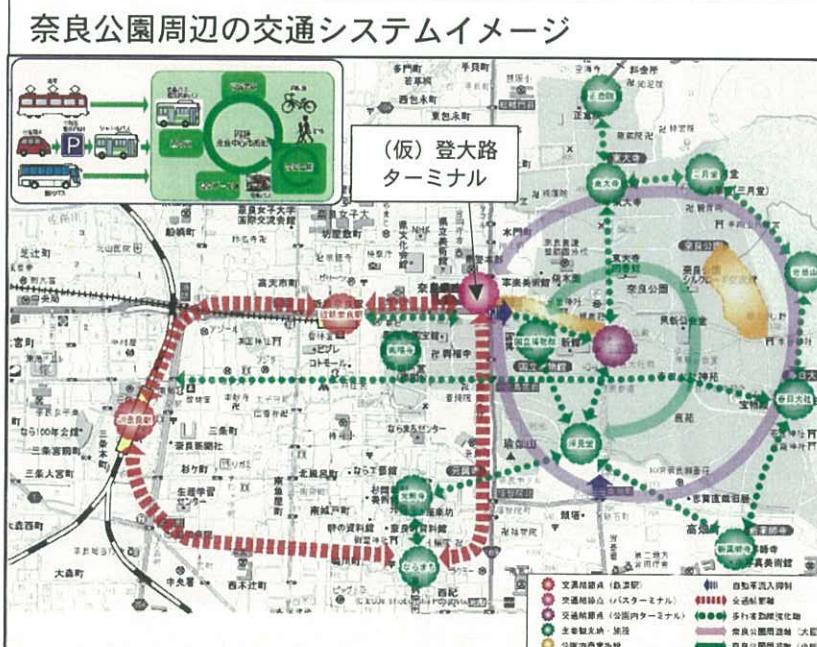
■ 中心市街地における渋滞対策

- 観光来訪交通対策
 - ・公共交通への転換促進、・郊外部駐車場の利用促進
 - ・奈良公園への流入抑制
- 通過交通対策
 - ・広域的な迂回喚起
 - ・三条菅原線整備を踏まえた適正な機能分担

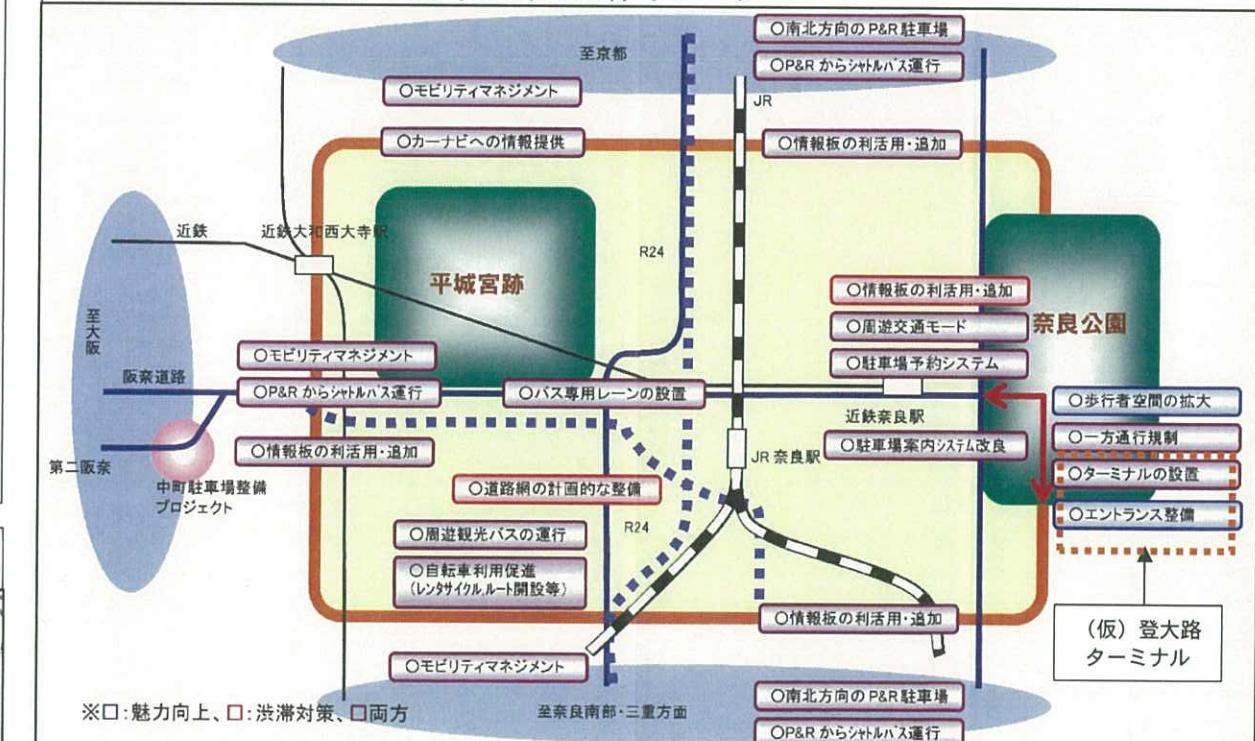
P&B Rによる導入ルートイメージ



奈良公園周辺の交通システムイメージ



中心市街地交通システム基本方針の全体イメージ



- ・奈良公園には、中心市街地交通システムのうち、○歩行者空間の拡大、○一方通行規制、○ターミナルの設置、○エントランス整備の役割を位置づけている。
 - ・特に、結節点となる(仮)登大路ターミナルは、○P&B R導入ルートの始点・終点、○公園への自動車流入抑制として、渋滞対策に寄与する拠点であることが求められている。
 - ・また、○交通結節軸、○歩行者動線強化軸、○奈良公園周遊軸、○公園内商業施設が結節する奈良公園のエントランスであることから、公園内の回遊性の向上に寄与することも求められている。
- ⇒ 中心市街地交通システムの根幹を成す結節拠点として、(仮)登大路バスターミナルの整備が必要

(2) 奈良公園基本戦略の実現に向けた、さらなる魅力の向上・創出拠点整備の必要性

① 奈良公園の現状における課題

- 奈良公園には、資源が豊富にあるにも関わらず、資源の「維持」や「利活用」が不十分である。
- 具体的には、観光バスなどによる交通渋滞や、観光交流拠点における魅力不足、来訪者へのサービス低下、情報発信・情報提供不足など様々な課題があり、このままでは奈良公園の価値が失われていくことが危惧される状況である。

② 奈良公園基本戦略（平成 24 年 2 月）に基づく事業展開

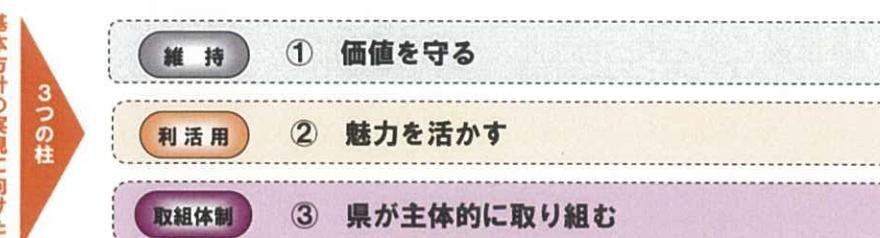
■ 奈良公園基本戦略の基本方針

目的

一人でも多くの方に奈良公園へ訪れてもらうため、奈良公園の抱える課題を解決し、奈良公園を名実ともに「世界に誇れる公園」にしていくことを目指すものとして、基本的な考え方や今後の方向性、重点的な取組を整理する。

基本方針

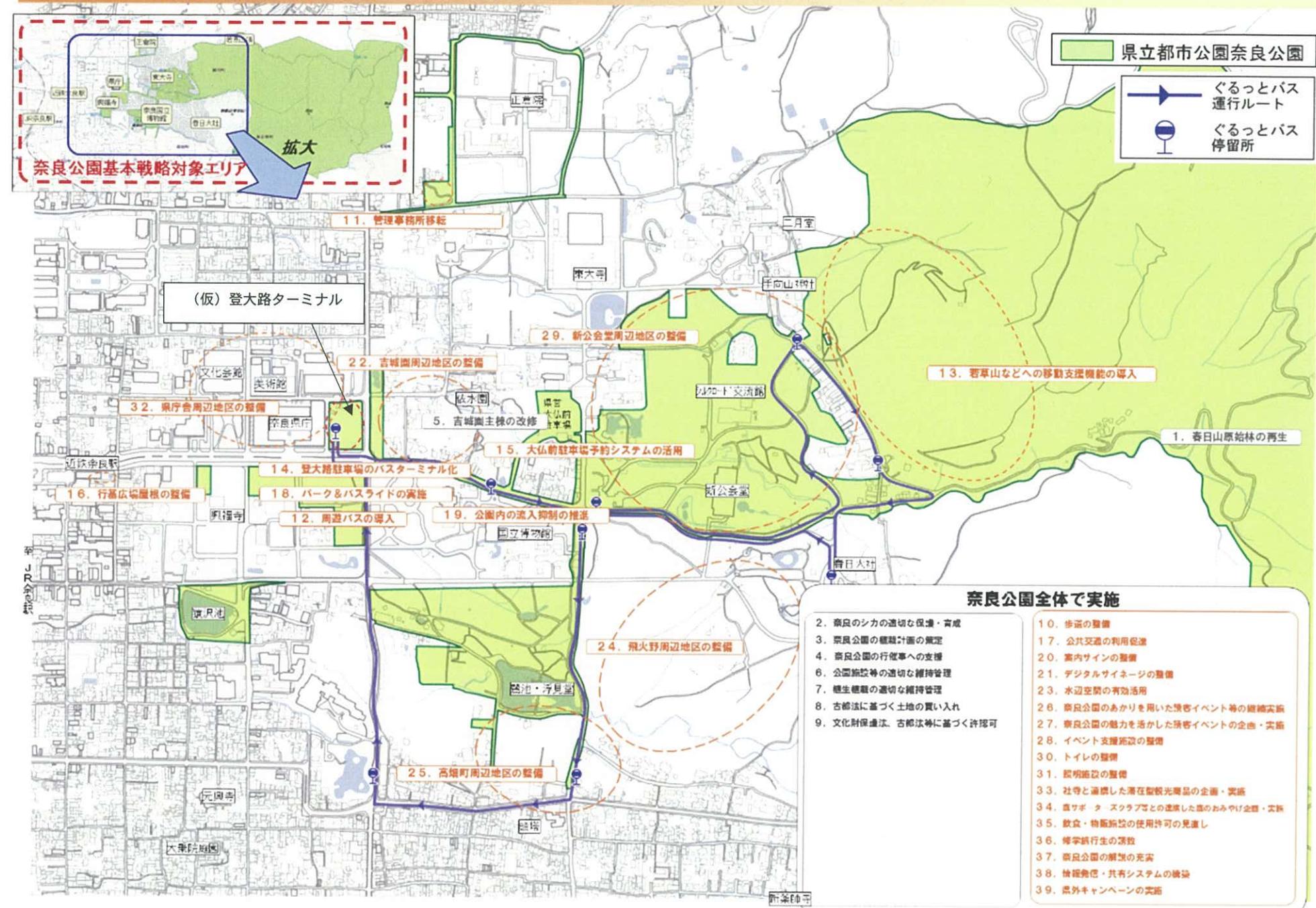
県がトータルマネジメントを行い、奈良公園の価値を積極的に維持し、さらなる魅力の向上や魅力の創出に努める。



- 奈良公園基本戦略では、公園のエントランスに位置する（仮）登大路ターミナルには、△移動の円滑化の他、修学旅行生など、観光バスで訪れる団体来訪者が集中する箇所であるため、△情報発信と享受、△にぎわい、△コンベンションによる振興、△周辺環境の向上、△来訪者の満足度の向上に寄与する拠点であることが求められている。

⇒ 「世界に誇れる公園」のエントランスに位置するため、奈良公園の魅力を向上し、創出する拠点として、（仮）登大路バスターミナルの整備が必要

■ 施策・事業を実施する箇所（位置図）



奈良公園基本戦略に基づく施策・事業の体系		主な内容
維持	◇自然資源の保存 ◇歴史・文化資源の保存 ◇公園資源の保存	・良好な自然資源の保存 ・優れた歴史・文化の保存 ・快適な公園空間の保存
利活用	◇移動の円滑化 ◇情報発信と享受 ◇にぎわいづくり ◇コンベンションによる振興 ◇周辺環境の向上 ◇来訪者の満足度の向上	・移動の円滑化の向上 ・わかりやすい案内誘導 ・奈良公園の魅力の発信と享受 ・既存ストックの有効活用 ・切れ目のないイベントの実施 ・既存ストックの有効活用 ・快適な滞在空間 ・奈良公園のブランド化 ・奈良公園の思い出づくり
取組体制	◇関係者の総力の結集 ◇施策の推進	- -

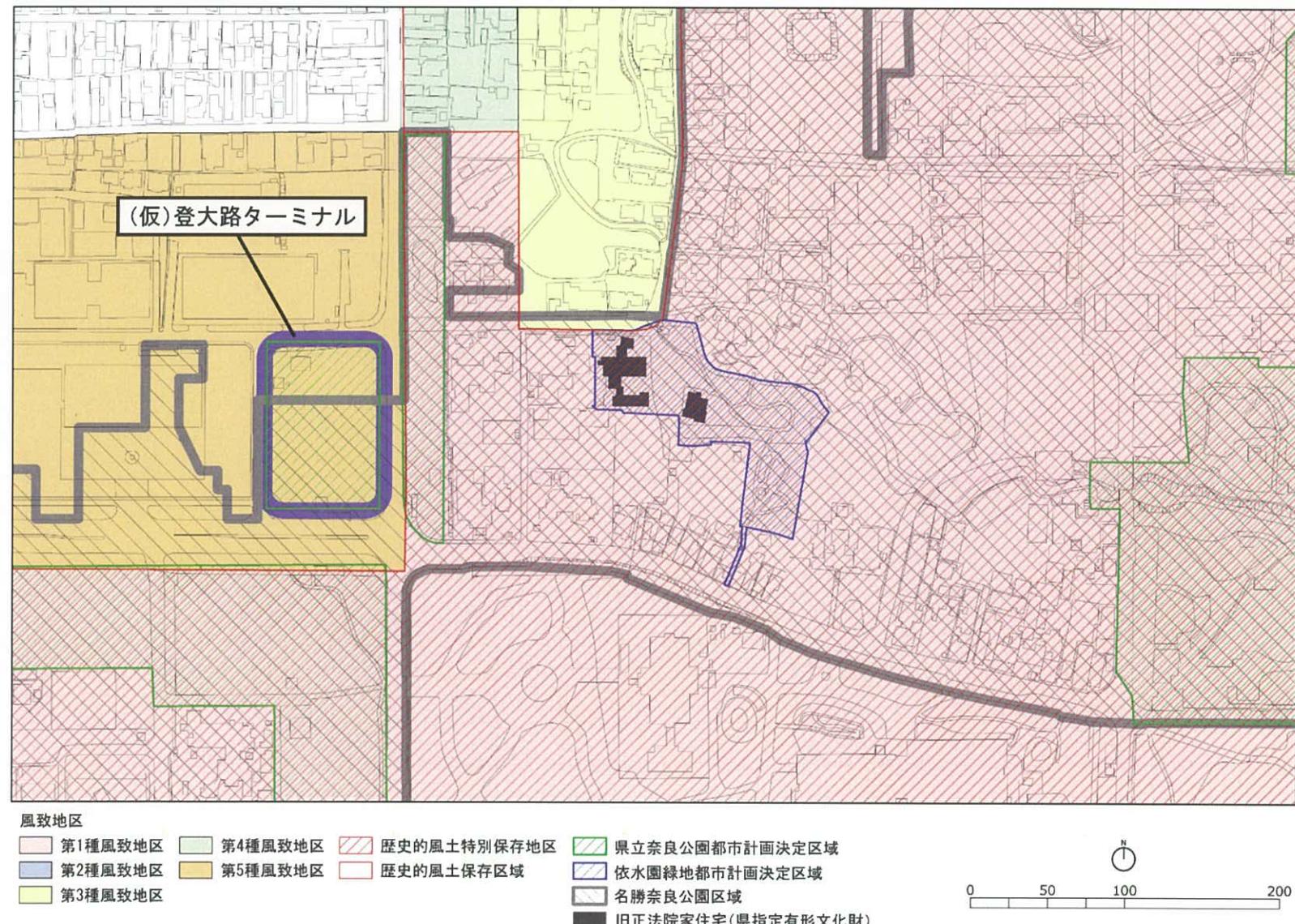
2. (仮) 登大路ターミナル 基本計画

(1) 目的

前述の「①中心市街地交通システムの根幹を成す結節拠点整備の必要性」、「②さらなる魅力の向上・創出拠点整備の必要性」を踏まえ、計画地では、①交通ターミナルと、②複合施設（②-1歴史文化学習施設、②-2休憩展望施設、②-3団体集合場所、②-4観光案内・物販施設、②-5交流施設）を（仮）登大路ターミナルとして整備する。

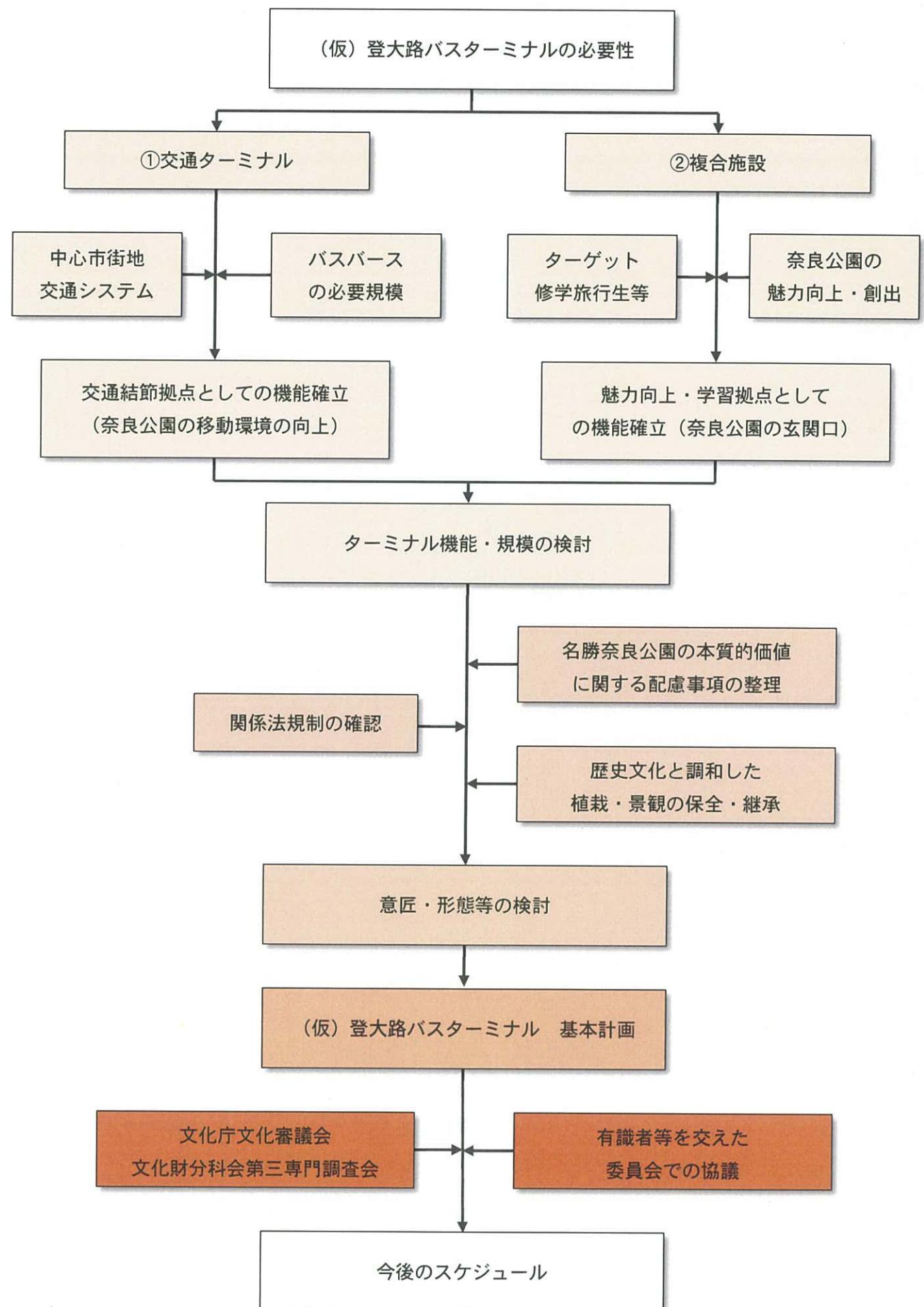
（仮）登大路ターミナルは、中心市街地交通システムの根幹を成す結節拠点として、①交通ターミナルの役割を担うことを第一の目的とする。

その上で、県庁や周辺施設（文化会館や美術館等）と連携し、奈良公園の正面玄関としてふさわしい「品格」や「にぎわい」を醸成するとともに、来訪者が奈良公園に対する期待感や余韻を感じ、楽しみながら快適にすごせるような「おもてなし」施設として、②複合施設を活用・展開し、一人でも多くの方に奈良公園を訪れてもらうことを第二の目的とする。



<計画地概要>

- 1) 敷地面積 約 10,000 m²
- 2) 法規制 名勝奈良公園、都市計画公園、市街化調整区域、用途地域無指定、春日山風致地区第5種、準防火区域、周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）
- 3) 各種条件
 - ・建ぺい率 40%以下、緑地率 20%以上、高さ制限 15m以下、壁面後退距離（道路側 2m、その他 1m）（風致条例）
 - ・容積率 200%以下（都市計画法）



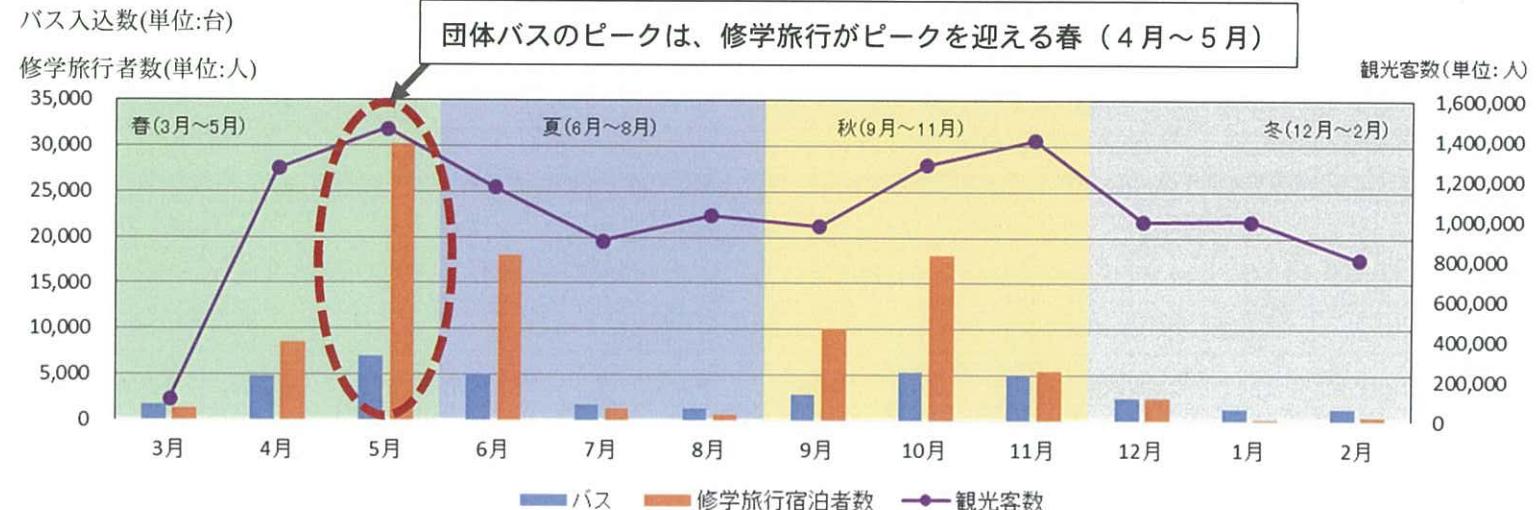
(2) ターミナル機能・規模の検討

①交通ターミナル

■ 団体バスの利用状況と課題

- GW等、団体バスでの来園は、春のハイシーズンにピークを迎える。
- その結果、大仏前駐車場への出入庫が集中し、公園内道路で入庫待ちの団体バスが滞留せざるをない状況が発生することで、渋滞・混雑が起こる。
- 団体バス対策として、予約システムを導入しているが、修学旅行生の到着・出発が集中する時間帯（入庫10時、出庫16時）や無予約車の追加流入により、駐機バース不足の状態に陥っている。

◇メインターゲット：
観光客（修学旅行生等を含む）



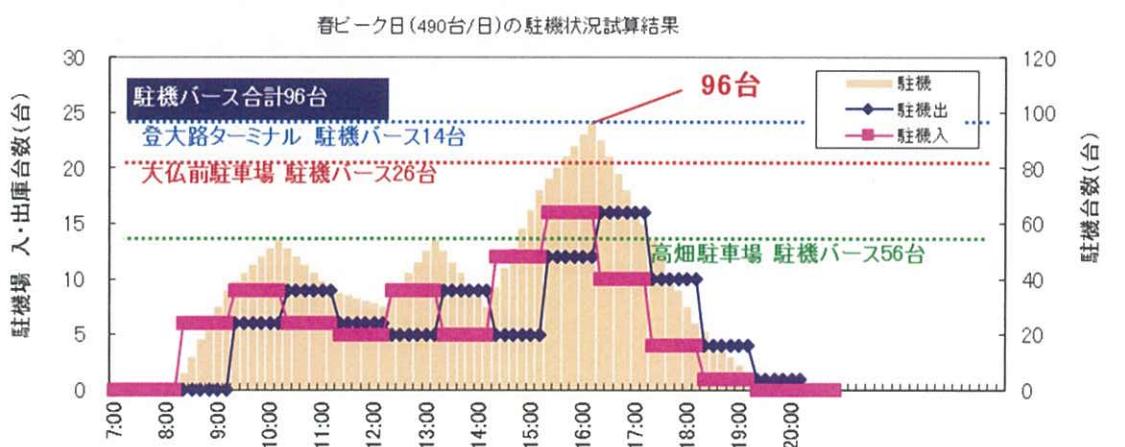
「平成24年度 観光客数・修学旅行宿泊者数・バス入込数の推移」

出典：「奈良市観光入込客数調査報告」平成24年、奈良市観光経済部観光戦略課より作成
※バス入込数は、大仏前駐車場と高畠駐車場の駐車台数

交通ターミナル＝（仮）登大路ターミナルの規模・機能を検討

■ 駐機バース必要数の試算

- 春の団体バス利用ピーク日（490台/日）を想定し、バスバースの必要規模を試算。
- 1日のうち、団体利用者、特に修学旅行生が奈良公園を出発する15時～16時に駐機需要がピークを迎え、駐機バースが96台必要となる。
- 現状では、高畠駐車場で56台、大仏前駐車場で26台の駐機バース（計82台）を確保できているが、14台不足していることとなる。
- この不足分（14台）の駐機バースを、登大路ターミナルで確保する。



■ 交通ターミナル＝（仮）登大路ターミナルの規模・機能

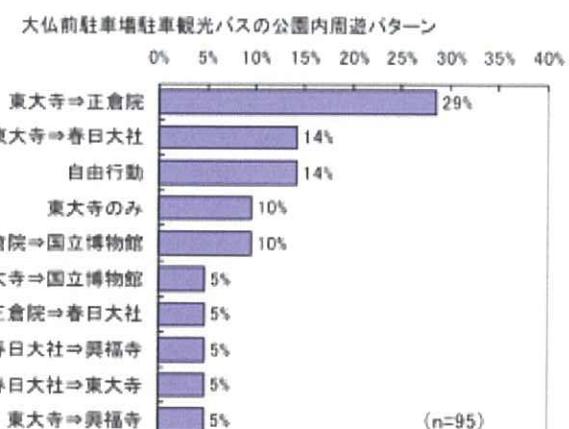
- 駐機バースを14台確保し、公園内道路における入庫待ちの団体バスを解消することで、公園の雰囲気の醸成・保全を図る。【駐機バースの確保（規模）】
- 団体バス予約システムを円滑に運用するため、無予約車の受け皿となる乗降場を確保することで、公園における団体バスの利用環境を改善する。【乗降スペースの確保（規模）】
- 公園の玄関口に、（仮）登大路ターミナルを明確に位置づけることで、団体バスとぐるっとバスとの交通結節拠点として機能させ、公園、しいては奈良市一帯の移動環境の向上を図る。【交通システムの結節拠点（機能）】

■ （仮）登大路ターミナル配置の視点①

- 「奈良県交通基本戦略」（平成23年）で、県北部地域には、自家用車から公共交通機関への利用転換を促すため、バスターミナル等における各交通結節機能の充実が必要であると位置づけている。
- 奈良公園の玄関口に、登大路観光駐車場が設置されている状況は、自動車の流入を促進している側面もある。
- このため、（仮）登大路ターミナルを設置し、登大路観光駐車場を閉鎖することで、奈良公園への自動車の流入を抑制する。

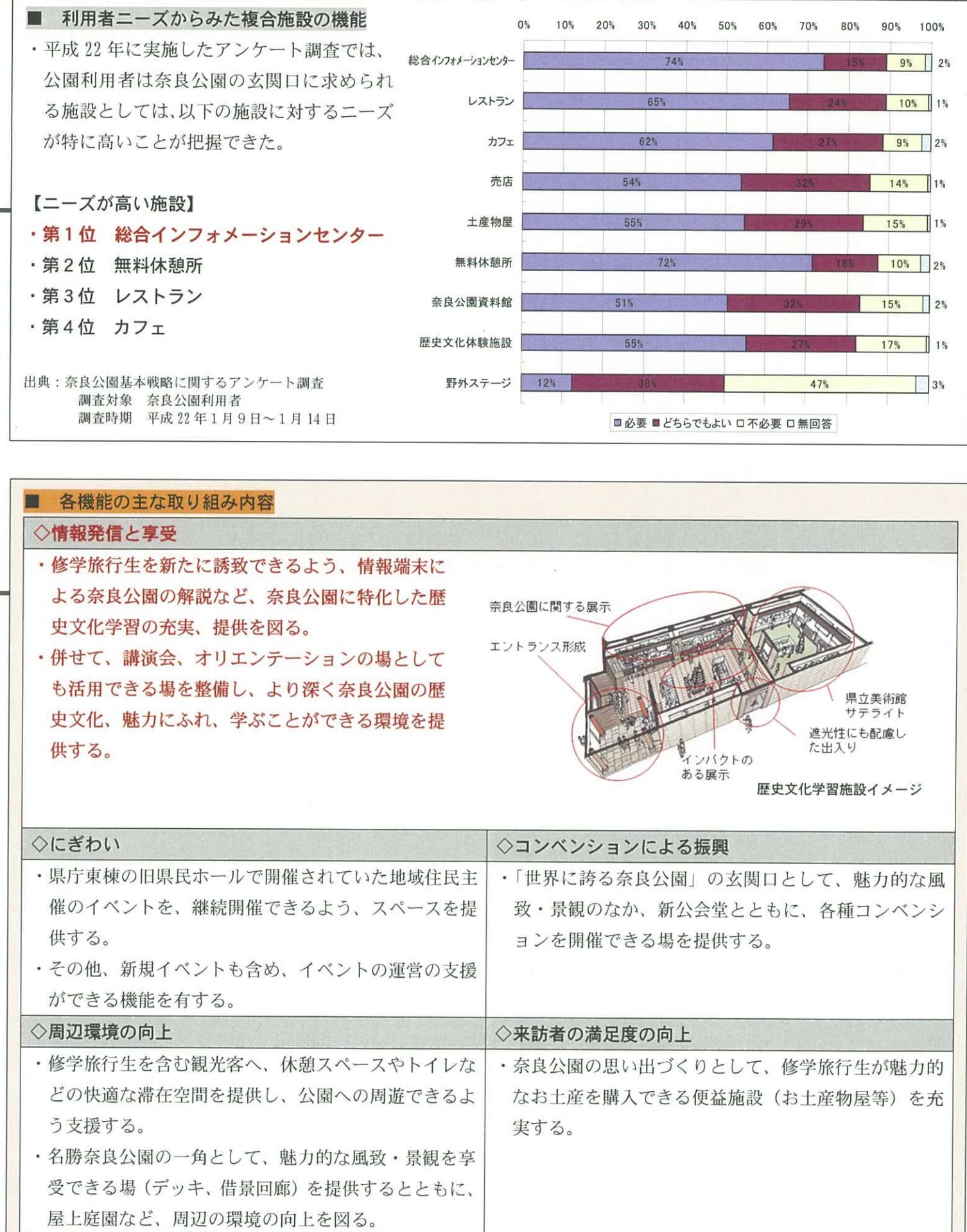
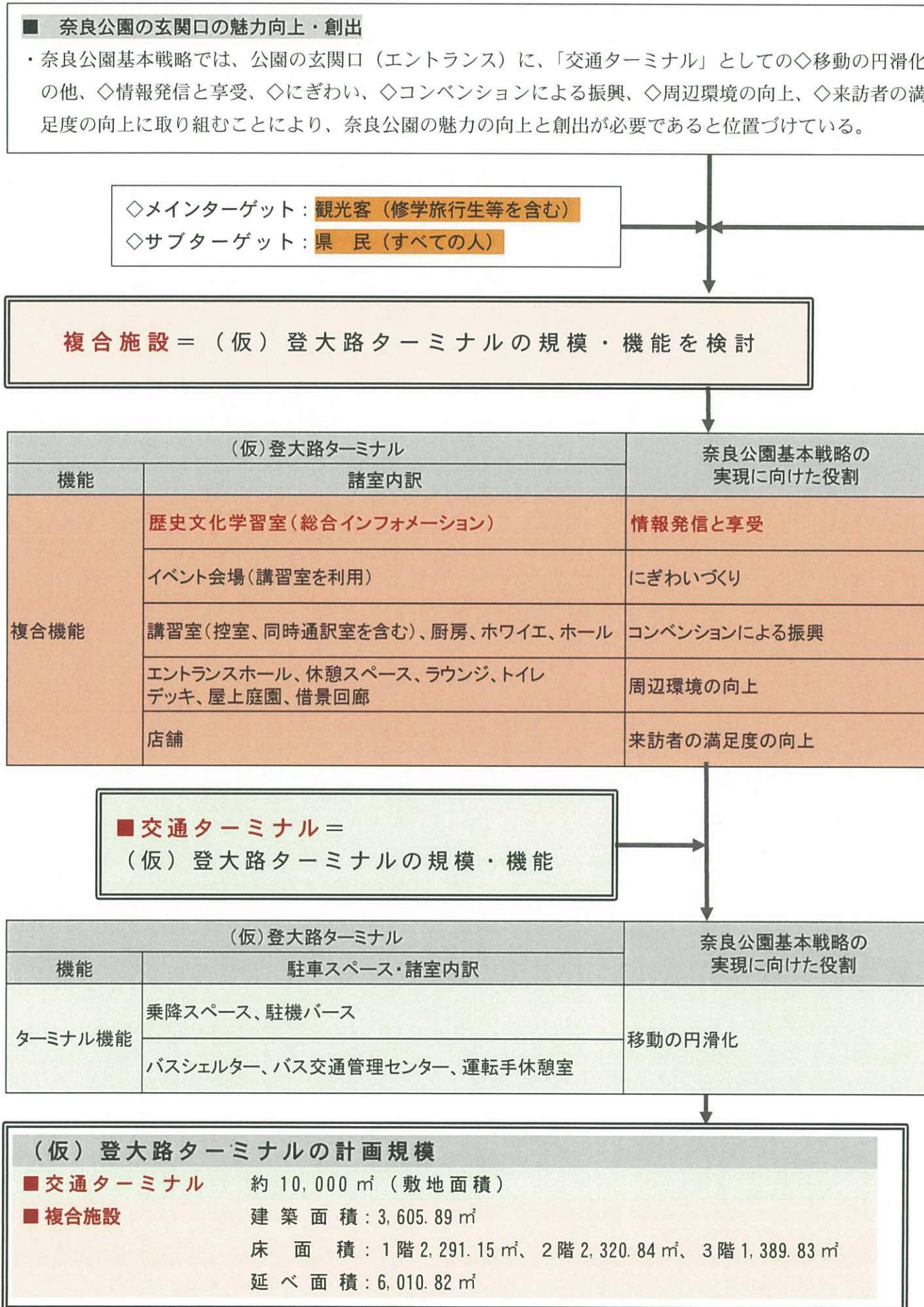
■ （仮）登大路ターミナル配置の視点②

- 団体バスのエージェントを対象としたアンケート調査では、「奈良公園の人気スポットである東大寺大仏殿にできるだけ近い場所にバスを駐機しておきたい」との意向が把握できた。
- このため、東大寺大仏殿から500m圏内に位置する（仮）登大路ターミナルはアクセス条件も良く、奈良公園の玄関口としても適地である。



大仏前駐車場観光バスの公園内周遊パターン
出典：平成22年度GWバスドライバー調査

②複合施設



(3) 関係法規制法の確認

古都保存法	
歴史的風土保存区域 以下の行為について届出が必要 (古都保存法第7条第1項)	
1. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3. 木竹の伐採 4. 土石の類の採取 5. その他歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの	

文化財保護法	
奈良公園（国指定名勝）	

【現状変更等の制限】

現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を要する。

(文化財保護法第125条第1項)

【行為実施にあたっての留意事項等】(「名勝奈良公園保存管理・活用計画」平成23年3月)

- 地形の改変は最小に留めることを基本とする。
- 周辺の景観と調和に配慮し、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法を検討し、実施する。
- 行為対象地において重複する有形文化財、記念物等の文化財については、対象となる文化財の保存・保全を原則として、必要に応じて文化庁と協議を行うなど、名勝奈良公園を構成する本質的価値を構成する要素への影響に配慮した方法を検討し、適切な措置を講ずる。
- 大規模となるものや恒久的な工事等となる行為においては、将来に亘る名勝の価値の維持向上に資するため、計画的に実施する。
- 名勝として適切な行為内容とともに、行為の対象に関する法制度等（歴史的風土特別保存地区、風致地区等）に準拠し、その取扱の整合を図る。

奈良県風致保全方針							
地区別保全方針	春日山風致地区ゾーン9（育成区域） 【方針】 <ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物については、周辺のまちなみや緑地に調和する色彩とする。 建築物周辺の敷地が大きく、まちなみへの視覚的影響も大きいため、周囲の緑化を図る。敷地外周には中高木を配置する。 						
同ゾーン別指針	建築物 <table border="1"> <tr> <td>屋根</td><td>部材・色彩</td><td>色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。</td></tr> <tr> <td>外壁</td><td>部材・色 彩・仕上げ</td><td>外壁の色は、白、ベージュ、グレー、 もしくは薄茶等とする。</td></tr> </table>	屋根	部材・色彩	色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。	外壁	部材・色 彩・仕上げ	外壁の色は、白、ベージュ、グレー、 もしくは薄茶等とする。
屋根	部材・色彩	色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。					
外壁	部材・色 彩・仕上げ	外壁の色は、白、ベージュ、グレー、 もしくは薄茶等とする。					

奈良市歴史的風土保存計画（春日山地区）	
歴史的風土の保存の主体	春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境
規制等の方針	背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその陵線における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくとともに、春日奥山周遊道路沿道の石仏等の歴史的資産と一体となる原始林については、森林美の保存に重点をおく

奈良市風致地区条例																																							
第5種風致地区 風致地区内において以下の行為をするときは、条例に基づき許可を要する 【許可を要する行為及び基準】																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>許可を要する行為</th><th>許可基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 建築物の新築、増築、改築又は移転</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 位置、形態、意匠がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。 当該建築物の敷地が造成地等である場合は、風致の維持に必要な植栽を行うこと。 建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離、緑地率が次の基準を満たすこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">高さ</th><th rowspan="2">建ぺい率</th><th colspan="2">壁面後退距離</th><th rowspan="2">緑地率</th><th rowspan="2">切土又は盛土の法面の高さ</th></tr> <tr> <th>道路側</th><th>隣地側</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種 風致地区</td><td>8m以下</td><td>20%以下</td><td>3m以上</td><td>1.5m以上</td><td>40%以上</td><td>2m以下</td></tr> <tr> <td>第5種 風致地区</td><td>15m以下</td><td>40%以下</td><td>2m以上</td><td>1m以上</td><td>20%以上</td><td>4m以下</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>2. 工作物（建築物を除く。）の新築、改築、増築又は移転 ※ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが1.5m以下のものは許可不要</td><td>●位置、形態、意匠がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。</td></tr> <tr> <td>3. 建築物その他の工作物の色彩の変更</td><td>●周辺の風致と不調和にならないこと。</td></tr> <tr> <td>4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 ※ただし、面積が10m²以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が10m²以下の水面の埋立て又は干拓は許可不要</td><td>●植栽等を行うことにより、周辺の風致と不調和にならず、周辺の樹木の育成に支障がないこと。</td></tr> <tr> <td>5. 木竹の伐採 ※ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採などは、許可不要</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の風致を損なう恐れが少なく、かつ、次のいずれかに該当すること。 建築物や工作物の新築、宅地の造成などをを行うため必要最小限の伐採 森林の伐採 伐採後の成林が確実な森林の皆伐（1ヘクタール以下に限る） </td></tr> <tr> <td>6. 土石の類の採取 ※ただし、2.のただし書きと同程度のものは許可不要</td><td>●採取の方法が露天掘りでなく、かつ、周辺の風致の維持に支障を及ぼす恐れが少ないとすること。</td></tr> <tr> <td>7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積</td><td>●堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすそれが少ないとすること。</td></tr> </tbody> </table>	許可を要する行為	許可基準	1. 建築物の新築、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> 位置、形態、意匠がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。 当該建築物の敷地が造成地等である場合は、風致の維持に必要な植栽を行うこと。 建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離、緑地率が次の基準を満たすこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">高さ</th><th rowspan="2">建ぺい率</th><th colspan="2">壁面後退距離</th><th rowspan="2">緑地率</th><th rowspan="2">切土又は盛土の法面の高さ</th></tr> <tr> <th>道路側</th><th>隣地側</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種 風致地区</td><td>8m以下</td><td>20%以下</td><td>3m以上</td><td>1.5m以上</td><td>40%以上</td><td>2m以下</td></tr> <tr> <td>第5種 風致地区</td><td>15m以下</td><td>40%以下</td><td>2m以上</td><td>1m以上</td><td>20%以上</td><td>4m以下</td></tr> </tbody> </table>		高さ	建ぺい率	壁面後退距離		緑地率	切土又は盛土の法面の高さ	道路側	隣地側	第1種 風致地区	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	40%以上	2m以下	第5種 風致地区	15m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	4m以下	2. 工作物（建築物を除く。）の新築、改築、増築又は移転 ※ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが1.5m以下のものは許可不要	●位置、形態、意匠がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。	3. 建築物その他の工作物の色彩の変更	●周辺の風致と不調和にならないこと。	4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 ※ただし、面積が10m ² 以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が10m ² 以下の水面の埋立て又は干拓は許可不要	●植栽等を行うことにより、周辺の風致と不調和にならず、周辺の樹木の育成に支障がないこと。	5. 木竹の伐採 ※ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採などは、許可不要	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の風致を損なう恐れが少なく、かつ、次のいずれかに該当すること。 建築物や工作物の新築、宅地の造成などをを行うため必要最小限の伐採 森林の伐採 伐採後の成林が確実な森林の皆伐（1ヘクタール以下に限る） 	6. 土石の類の採取 ※ただし、2.のただし書きと同程度のものは許可不要	●採取の方法が露天掘りでなく、かつ、周辺の風致の維持に支障を及ぼす恐れが少ないとすること。	7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	●堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすそれが少ないとすること。
許可を要する行為	許可基準																																						
1. 建築物の新築、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> 位置、形態、意匠がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。 当該建築物の敷地が造成地等である場合は、風致の維持に必要な植栽を行うこと。 建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離、緑地率が次の基準を満たすこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">高さ</th><th rowspan="2">建ぺい率</th><th colspan="2">壁面後退距離</th><th rowspan="2">緑地率</th><th rowspan="2">切土又は盛土の法面の高さ</th></tr> <tr> <th>道路側</th><th>隣地側</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種 風致地区</td><td>8m以下</td><td>20%以下</td><td>3m以上</td><td>1.5m以上</td><td>40%以上</td><td>2m以下</td></tr> <tr> <td>第5種 風致地区</td><td>15m以下</td><td>40%以下</td><td>2m以上</td><td>1m以上</td><td>20%以上</td><td>4m以下</td></tr> </tbody> </table>		高さ	建ぺい率	壁面後退距離		緑地率	切土又は盛土の法面の高さ	道路側	隣地側	第1種 風致地区	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	40%以上	2m以下	第5種 風致地区	15m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	4m以下															
	高さ				建ぺい率	壁面後退距離			緑地率	切土又は盛土の法面の高さ																													
		道路側	隣地側																																				
第1種 風致地区	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	40%以上	2m以下																																	
第5種 風致地区	15m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	4m以下																																	
2. 工作物（建築物を除く。）の新築、改築、増築又は移転 ※ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが1.5m以下のものは許可不要	●位置、形態、意匠がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。																																						
3. 建築物その他の工作物の色彩の変更	●周辺の風致と不調和にならないこと。																																						
4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 ※ただし、面積が10m ² 以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が10m ² 以下の水面の埋立て又は干拓は許可不要	●植栽等を行うことにより、周辺の風致と不調和にならず、周辺の樹木の育成に支障がないこと。																																						
5. 木竹の伐採 ※ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採などは、許可不要	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の風致を損なう恐れが少なく、かつ、次のいずれかに該当すること。 建築物や工作物の新築、宅地の造成などをを行うため必要最小限の伐採 森林の伐採 伐採後の成林が確実な森林の皆伐（1ヘクタール以下に限る） 																																						
6. 土石の類の採取 ※ただし、2.のただし書きと同程度のものは許可不要	●採取の方法が露天掘りでなく、かつ、周辺の風致の維持に支障を及ぼす恐れが少ないとすること。																																						
7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	●堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすそれが少ないとすること。																																						

奈良県風致保全方針 春日山風致地区							
地区の概況	奈良盆地の東端を形成する大和青垣の山並みと春日断層崖による「青垣」といった美しい自然景観の保全を念頭におき、東大寺、興福寺、春日大社といった国宝・重要文化財の建築群と周辺の緑地や山並みへの眺望等 奈良の重要な景観を維持・保全していく。また、山並みに緩く連なる市街化や田園・果樹園等の農村地域の風景といった、奈良全体のイメージを構成する景観を保全するために、緑地保全、建築物の意匠形態に配慮する。						
地区の風致特性	<table border="1"> <tr> <td>(1) 風致構成要素</td><td>自然保全+歴史保全+市街地育成型</td></tr> <tr> <td>(2) ランドマーク</td><td>遠景：春日山、若草山、高円山、原始林 中景：奈良公園（東大寺、興福寺、春日大社等） 近景：奈良公園（東大寺、興福寺、春日大社等）</td></tr> <tr> <td>(3) 主な視点場</td><td>登大路、国道169号、飛火野、若草山</td></tr> </table>	(1) 風致構成要素	自然保全+歴史保全+市街地育成型	(2) ランドマーク	遠景：春日山、若草山、高円山、原始林 中景：奈良公園（東大寺、興福寺、春日大社等） 近景：奈良公園（東大寺、興福寺、春日大社等）	(3) 主な視点場	登大路、国道169号、飛火野、若草山
(1) 風致構成要素	自然保全+歴史保全+市街地育成型						
(2) ランドマーク	遠景：春日山、若草山、高円山、原始林 中景：奈良公園（東大寺、興福寺、春日大社等） 近景：奈良公園（東大寺、興福寺、春日大社等）						
(3) 主な視点場	登大路、国道169号、飛火野、若草山						
地区的維持・創出すべき風致の内容	<table border="1"> <tr> <td>(1) 保護すべき要素</td><td>自然：春日山原始林を含む森林 歴史：東大寺、興福寺、春日大社等の史跡及びそれと一体となっている緑地</td></tr> <tr> <td>(2) 維持・保全すべき要素</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 春日山を中心とする山並みの稜線（遠景） 青垣を形成する急斜面の緑地 奈良公園周辺のまちなみ（近景） 旧集落の一体感あるまちなみ（近景） </td></tr> <tr> <td>(3) 育成すべき要素</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観との調和（遠景としての屋根並み） 背景となる緑地との調和（遠景としての色彩、緑化による一体感） </td></tr> </table>	(1) 保護すべき要素	自然：春日山原始林を含む森林 歴史：東大寺、興福寺、春日大社等の史跡及びそれと一体となっている緑地	(2) 維持・保全すべき要素	<ul style="list-style-type: none"> 春日山を中心とする山並みの稜線（遠景） 青垣を形成する急斜面の緑地 奈良公園周辺のまちなみ（近景） 旧集落の一体感あるまちなみ（近景） 	(3) 育成すべき要素	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観との調和（遠景としての屋根並み） 背景となる緑地との調和（遠景としての色彩、緑化による一体感）
(1) 保護すべき要素	自然：春日山原始林を含む森林 歴史：東大寺、興福寺、春日大社等の史跡及びそれと一体となっている緑地						
(2) 維持・保全すべき要素	<ul style="list-style-type: none"> 春日山を中心とする山並みの稜線（遠景） 青垣を形成する急斜面の緑地 奈良公園周辺のまちなみ（近景） 旧集落の一体感あるまちなみ（近景） 						
(3) 育成すべき要素	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観との調和（遠景としての屋根並み） 背景となる緑地との調和（遠景としての色彩、緑化による一体感） 						